

各 位

新潟市長 中原 八一
(担 当 : 経 済 部)

市内事業所の事業継続と雇用維持のために
新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急経済対策の実施について

日頃より、新潟市の事業にご協力賜り、心より御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受ける事業者への支援策をとりまとめ、専決処分により実施します。

4月21日付の新潟県の緊急事態措置とともに、本市における感染拡大防止を徹底するため、下記の協力金を設けるほか、「雇用調整助成金」の利用を促す制度も新設し、市内事業者の事業の継続と雇用の維持を図ります。

会員事業所様への周知にご協力くださいますよう、お願いします。

記

1.「新潟市感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金事業」(産業政策課) 資料 1

新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設等のうち、本市における感染拡大防止を徹底するため、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等を対象に、協力金を支給します。

2.「新潟市テナント等家賃減額協力金事業」(産業政策課) 資料 2

新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設等のうち、市内店舗等の家賃の減額にご協力いただく不動産オーナーを対象に、協力金を支給します。

3.「雇用調整助成金利用促進事業」(雇用政策課) 資料 3

新型コロナウイルス感染症による影響に伴う休業により、従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」に市独自の上乗せ助成を行うとともに、国への申請に際し社会保険労務士を活用する場合の手数料の一部を補助します。

(問い合わせ: 産業政策課(担当:大旗・菅田) TEL:025-226-1610(直通)
雇用政策課(担当:竹中・田中) TEL:025-226-2149(直通))

新潟市感染拡大防止に向けた 営業時間短縮協力金事業

令和2年4月24日 12:00時点

1. 概要

新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設のうち、営業時間の短縮（休業を含む）に協力する飲食店等を対象に、協力を支給します。

2. 内容

(1)対象者

中小企業および個人事業主であって、新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」に記載された食事提供施設のうち、県の協力要請に応じて新潟市内の店舗の営業時間短縮（休業を含む）を行っている事業者等

※宅配・テイクアウトサービス事業者を除く。

※対象となる事業者の具体例については、詳細が決まり次第、別途お知らせします。

(2)支給額

1事業所あたり 10万円

（新潟市内の複数の店舗で営業時間の短縮（休業を含む）をしている事業者 20万円）

3. スケジュール

詳細公表 5月上旬 ※決まり次第市のホームページに掲載します

申請受付開始 5月上～中旬

支給開始 5月中～下旬（申請受付から概ね1週間程度）

4. お問い合わせ

市役所コールセンター TEL:025 - 243 - 4894（4月27日から）

担当:経済部産業政策課 電話:025-226-1610

新潟市テナント等家賃減額協力金事業

令和2年4月24日 12:00 時点

1. 概要

新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じる対象施設のうち、休業等に協力する市内店舗等の家賃の減額にご協力いただく不動産オーナーに対して、協力金を支給します。

2. 内容

(1)対象者 対象となるテナント等の家賃を減額・免除した貸主(不動産オーナー)

(2)対象となるテナント等

次のいずれかに該当すること

- ① 新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」を受け、休業要請に応じた、中小企業・小規模事業者が経営する市内の事業所
- ② 新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」を受け、営業時間の短縮要請(休業を含む)に応じた、中小企業・小規模事業者が経営する居酒屋を含めた市内の飲食店等

(3)支給額

令和2年2月から5月までの間に、契約書により確認できるテナント等の家賃を減額した金額の3分の2相当額(貸主1人当たり上限額20万円)

※2月に遡って減額した場合も対象となります。

3. スケジュール

詳細公表 5月上旬 ※決まり次第市のホームページに掲載します
申請受付開始 5月上～中旬
支給開始 5月中～下旬(申請受付から概ね1週間程度)

4. お問い合わせ

市役所コールセンター TEL:025 - 243 - 4894 (4月27日から)

担当:経済部産業政策課 電話:025-226-1610

雇用調整助成金利用促進事業

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」に市独自の上乗せ助成を行うとともに、国への申請の際に社会保険労務士を活用した場合の手数料の一部を補助します。

【補助金の種類】

① 雇用調整助成金利用促進事業 **Aタイプ**

⇒雇用調整助成金が「助成率 9/10」となる中小企業へ、
国の助成額の1/9を助成するもの

② 雇用調整助成金利用促進事業 **Bタイプ**

⇒雇用調整助成金申請を社会保険労務士に依頼した際に、
必要な手数料の一部を補助するもの

【補助内容】

	雇用調整助成金利用促進事業 Aタイプ	雇用調整助成金利用促進事業 Bタイプ
対象となる事業所の主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所がある中小企業 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、緊急対応期間の雇用調整助成金の交付決定を受け、かつ雇用調整助成金の助成率9/10の事業所であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所がある中小企業 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により雇用調整助成金の交付決定を受けていること
対象経費	休業手当と雇用調整助成金の差額	雇用調整助成金の申請（計画届含む）に要する社労士への手数料
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・国の助成額の1/9 ・1事業所あたり上限200万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の10/10 ・1事業所あたり上限10万円（1回限り）

＜Aタイプ・Bタイプ両方の利用が可能です＞

必要な書類及び申請手続きの方法等の詳細は、近日中に新潟市ホームページでお知らせします

【申請受付開始】令和2年5月7日(木)～

※国の「雇用調整助成金」の交付決定後に申請可能となります。

【問い合わせ】市役所コールセンター TEL:025-243-4894(4月27日から)

担当:経済部雇用政策課新潟暮らし推進室 TEL:025-226-2149